

公文書を保存することの意味

研究員 上代庸平

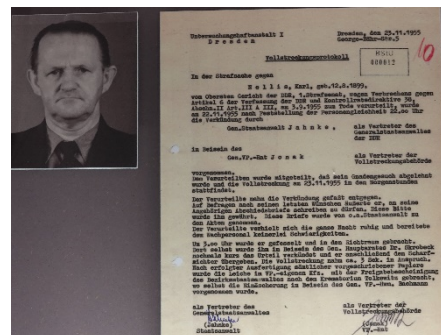


最近、公文書の有無や、作成・保存のい
かんが問題になるケースが度々見られるよ
うになってきています。ある政治決定や政
治行動の経緯が判然とならなければ、責任
の所在が曖昧になるだけでなく、政治責任
を問うことができなくなるため、公文書は
民主主義の根幹を支える知的資源として捉
えられるのであり、我が国の公文書管理法
にもその旨が規定されています。

民主主義は公文書の存在理由の 1 つでは
ありますが、それだけに留まるものではあ
りません。現在の我が国の公文書管理制度
の源流の 1 つは、プロイセンの公共記録院
(Registratura in publicis) 及び枢密国家文
書館 (Geheimes Staatsarchiv) にあると考
えられますが、必ずしも民主主義が確立し
ていなかったこの時代において、これらの
機関の存在理由は、記録を保存・編さんし、
利用可能とすることによって、国家活動の
事後追跡及び検証可能性を確保することに
ありました。政治的エラーが生じた場合に、
記録に基づき、その判断に関わった者の責
任が追及される一方で、適正に公務を執行
した者の結果責任を免脱させることも可能

になります。そしてその結果と経緯を分析
し、次の政策立案に活かすことで、政治的
エラーを治癒することもできるのです。こ
のように、公文書管理制度は、民主主義以
前には、我が国もかつて倣ったドイツ的な
職業的官吏制及び官房行政の伝統に適した
形で発展してきたと言えます。

この発展史は現在のドイツの文書管理制
度にも継承されており、政治的エラーの解
明と治癒のための文書の重要性は、特に独
裁体制との関連で強調されています。連邦
公文書館は、ナチ党国家のみならず旧東ド
イツの共産主義政党・秘密警察の文書を徹
底的に収集・修復及び保存して公開してい
るほか、連邦と各州には政治教育センター
(Zentrale für politische Bildung) が置かれ、
政治的エラーに関わる文書を公民教育にお
いて積極的に活用することになっています。
このような制度の意義とその発展の歴史
的意味づけをも踏まえ、公文書管理のあり
方を追究していきたいと考えています。



東ドイツの死刑執行報告書 (1955 年)。反共行為を理由と
する死刑の被執行者については、統一後、独裁体制の被害
者として名誉回復がなされている。2023 年 3 月、ザクセ
ン州記念財団 Münchner Platz Dresden 記念施設にて撮影。